**平成２３年（フ）第２６１６号**
札幌市白石区東札幌４条２丁目４番34号　ますみハイツＡ－５号
破産者　笹谷　典子
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１８０４号**
札幌市手稲区新発寒４条３丁目11番15号
破産者　栗山　貞子
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２４１６号**
札幌市東区北15条東16丁目１番５―507号
破産者　宮下　悌司
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２４７０号**
札幌市清田区北野４条５丁目３番５号　ハイツウイング202号
破産者　畑　　香織（旧姓西村）
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２７０号**
仙台市青葉区西花苑２丁目11番11号
破産者　横山　直美
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第４８８号**
仙台市泉区寺岡５丁目９番地の37
破産者　田口　　晃
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第１６０号**
秋田市牛島南１丁目13番12号、前住所秋田市牛島南２丁目21番25号
破産者　成田　幸樹
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２２７号**
秋田県潟上市天王字北野231番地20
破産者　伊藤　俊也
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１４７号**
福島県本宮市糠沢字赤木243番地
破産者　渡邉　　一
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２４年（フ）第１０５５号**
横浜市港南区東芹が谷16番８―510号
破産者　大津まゆみ
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１８９６号**
横浜市緑区台村町172番地　第二日ノ出荘15号
破産者　伊丹　宏昌
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３７２号**
川崎市幸区北加瀬１丁目19番６号　ミヤモリ荘205
破産者　渡邊　　茂
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第５１７号**
川崎市高津区下作延３丁目23番32号　アサヒオーキッドハイム101
破産者　川上　和幸
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１２１号**
富山県高岡市長江40番地８
破産者　米納　和秀
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２４年（フ）第１９１号**
長野県安曇野市三郷明盛3025番地
破産者　宮澤　道子
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第１８９３号**
名古屋市名東区引山３丁目605番地　市営引山荘４棟304号
破産者　小山田清人
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１９７８号**
名古屋市中区栄１丁目22番２号　ライオンズホテル名古屋807号
破産者　中村　康平
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３０７号**
大阪市住吉区墨江２丁目５番56号
破産者　吉住　輝男
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４２４号**
堺市西区浜寺石津町中５丁５―21、開始決定時の住所堺市西区浜寺諏訪森町東２丁208番地
破産者　前田　裕之
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部